

**第7回
相模原市・藤野町合併協議会**

日時：平成18年1月17日（火）午後3時から

場所：相模原市消防指令センター 4階 講堂

<相模原市・藤野町合併協議会事務局>

〒229-0036 相模原市富士見6-6-23 けやき会館3階

TEL (042)769-8206（直通） FAX(042)768-4066

E-mail:kouiki@city.sagamihara.kanagawa.jp

目 次

議 事

< 報告事項 1 >

報告第13号 市町における住民説明会及びパブリック・コメント（相模原市実施） における意見について	1
--	---

< 協議事項 >

協議第35号 相模原市・藤野町合併市町村基本計画について	2
------------------------------------	---

< 報告事項 2 >

報告第14号 合併協定書（案）について	15
---------------------------	----

そ の 他

（ 1 ）神奈川県から移管される事務について	16
------------------------------	----

報告第13号

市町における住民説明会及びパブリック・コメント（相模原市実施） における意見について

相模原市及び藤野町において、住民説明会及びパブリック・コメント（相模原市実施）を実施したので、その結果を別紙のとおり報告する。

平成18年1月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

協議第35号

相模原市・藤野町合併市町村基本計画について

相模原市・藤野町合併市町村基本計画について、別紙のとおり協議を求める。

平成18年1月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

合併市町村基本計画(素案)に対する意見募集の結果

実施概要

- 1 募集期間
平成17年11月1日(火)から11月30日(水)まで
- 2 募集の周知
合併協議会だより、合併協議会ホームページ、相模原市・藤野町広報紙
- 3 計画案の配布場所
相模原市 合併協議会事務局、行政資料コーナー、各出張所、各公民館
藤野町 合併推進課、各支所
津久井町 合併対策室、町政情報コーナー、各支所、生涯学習センター、文化福祉会館、串川ひがし会館
相模湖町 合併推進課、各公民館、さがみ湖リフレッシュセンター、相模湖交流センター
- 4 募集方法
直接持参、郵送、ファックス、Eメール
- 5 意見提出状況
23人(68件) <相模原市民4人、藤野町民18人、相模湖町民1人>
- 6 意見の内訳(同じ内容の意見は集約した)

素案の該当箇所	件数	素案の該当箇所	件数
全 体	2 件	交 通	1 1 件
合併の背景と必要性	2 件	都市基盤	3 件
作成にあたっての基本的な視点	1 件	自然・環境	4 件
新市の概況	1 件	産 業	3 件
新市の将来像	1 件	観 光	2 件
まちづくりの考え方	4 件	教育・文化	9 件
基本目標	6 件	保健・医療・福祉	4 件
合併シンボルプロジェクト	2 件	公共施設統合整備の基本的な考え方	1 件
		合 計	5 6 件

- 7 結果の公表
提出された意見の概要及び提出された意見に対する協議会の考え方を公表する。
 - (1) 合併協議会ホームページへの掲載
 - (2) 合併協議会だよりへの掲載
 - (3) 計画案を配布した場所での閲覧及び配布

意見の要旨と合併協議会の考え方（案）

1 全体 < 2件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
近年、文書に片仮名の難しい言葉が多く使われている。住民に伝わりやすい文書にしたい。	事業名は各市町で現在使用している事業名を、そのまま使用しております。分かりづらい言葉については、「用語解説」を設けて説明することとします。
全体的に分かりづらい形容詞や、事業名を使っている。	

2 合併の背景と必要性 < 2件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
「合併の背景と必要性」における「総合的・効果的な施策の展開」は適切に表現されている。	社会経済情勢などの変化を受けて、市民生活も様々な面で急速に変わりつつあります。基礎的な自治体である市や町にとって、時代の潮流に合わせて変化していくための、合併を検討する背景と必要性について、序論において「総合的・効果的な施策の展開」「効率的な行財政運営の推進」「生活圏の拡大と広域連携」の3点にまとめたものです。
CO2の削減をはじめ、エネルギー効率の良い経済活動、量でなく質の高い行政サービスを行うためには、行財政改革を行い、適正規模の自治体にならなければならない。	

3 作成にあたっての基本的な視点 < 1件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
「作成にあたっての基本的な視点」のうち「地域全体の将来像の考慮」と「まちづくりの将来ビジョンの反映」は一つにまとめた方がよい。	相模原市と津久井郡4町の地理的、歴史的な一体性や、現在までの広域的な連携を考慮するとともに、合併に関わる協議の経緯などを踏まえた場合、1市4町を一体の地域として捉え、地域全体の将来像を検討することについて明記する必要があります。また、このこととは別に平成16年度に2つの「まちづくりの将来ビジョン」が作成され、参考とすることから、個別に記載したものです。

4 新市の概況 < 1件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
「位置と地勢」については、もう少し文章を簡略化したほうが良い。	新市の広域的な位置関係や、地理的、地形的な特徴などを分かりやすく説明するための文章としております。

5 新市の将来像 < 1件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
「新市の将来像」の説明文は、もう少し簡略化したほうが良い。	本計画は、相模原市、津久井町及び相模湖町の合併に係る「新市まちづくり計画」を基本とし、藤野町の区域が加わることによる新たな視点を加味することによって作成していることか

	<p>ら丁寧に説明したものです。</p> <p>また、まちづくりの基本方針となる「新市の将来像」を分かりやすく説明するための文章としております。</p>
--	--

6 まちづくりの考え方 < 4 件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
市民の意見交換の場を設けるとともに、ITの活用による高度情報化都市を目指す。	<p>「まちづくりの考え方」では、新市の様々なまちづくりの施策に取り組む上で基本となる、行財政運営の考え方を整理しております。</p> <p>「協働と分権」と「効率的な行財政運営」という観点において、「市民の市政への参画機会の拡充」「民間活力やITの活用」「都市内分権による住民自治」などについて記載したものです。</p>
市民のニーズを掘り起こして、的確に把握することが求められており、行政に参加する意欲を起こさせることが必要である。	
民間委託やボランティアを活用することにより、市はインフラの整備や情報の整理、活用、保管等の費用負担と高度な知識を必要とするものだけを行うべきである。	
民主主義の原点である直接民主主義を確立していくことに、都市内分権の成否がかかっている。	

7 基本目標 < 6 件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
住民のニーズを把握し、施策と施設整備をするべきである。このような観点からも、人の循環の促進のためにも、交通網の整備と低料金のバスの運行が課題となる。	<p>新市の健全な発展と住民生活の利便性や快適性の向上などの観点から、骨格となる交通網を整備するとともに、高齢化や日常生活圏の拡大に伴う多様な交通ニーズに対応した、公共交通網の確立を目指すこととしております。</p> <p>相模川は上流の津久井地域と、その下流にあたる相模原地域を結ぶ「みずの軸」として捉えることができるとともに、市民生活にうるおいを与える場として、重要な役割を持っていることから、基本目標に「健全な水循環」や「生態系に配慮したうるおいある水辺空間づくり」の考え方を加えることとします。</p>
大気汚染、自然破壊などの負の遺産を払拭し、自然環境を回復させ、豊かな心と教養を持つ人間を育成していくことが、私達の責務である。	
水質の浄化をすることにより、相模川はかつての生態系を取り戻し、市民の憩いの場となる。このことが新市の果たすべき義務であり、自然と文明の調和を提言していくべきである。	
質の高い住環境を整備するために、雨水の利用を進めるべきである。雨水を利用することで上水道の使用を減らし、相模川の流量を確保する必要がある。	
自然環境と都市との間を人が循環しなければ、豊かな人間性は保てない。新市は都市と森の融合により、豊かな心を持つ人の育成のために、人の循環に努めなければならない。	

介護に対する発想の転換が必要であり、健康で働ける高齢者、介護不用の高齢者の割合を増やしていくことが、最高の政策である。	介護の必要のない健康な高齢者を増やし、市民誰もが安心して幸せな生活を送ることができるよう、介護予防施策の推進を図るとともに、市民の健康づくりに努めることが重要になることから、「高齢者福祉の充実」や「保健・衛生の充実」に関する主要な事業を計画に位置付けております。
---	---

8 合併シンボルプロジェクト < 2件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
生涯学習を在宅や公民館で可能とするため、津久井地域にも大容量通信網（光ファイバー）の整備を行って欲しい。	市民の生涯学習機会の充実のため、図書館、博物館、公民館、大学などが相互に連携した仕組みづくりが必要であると考えております。なお、津久井地域でも光ファイバーへの接続は可能となっております。
「パートナーシップ・都市内分権プロジェクト」は「まちづくりの考え方」と一つにまとめた方が良い。	「まちづくりの考え方」は様々なまちづくりの施策に取り組む上での共通する進め方を、都市経営の観点からまとめたものです。一方、パートナーシップ・都市内分権プロジェクトは、新市の一体性を確保するためのシンボルとなる事業についてまとめた、6つのプロジェクトのひとつとして整理していることから、別途記載する必要があるものです。

9 交通 < 11件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
国道、県道の改良工事をして欲しい。	新市の一体性を確保し、均衡ある発展を目指すため、新市内を円滑に結ぶ交通網の整備が求められることから、「骨格幹線道路網の整備」及び「公共交通網の充実」について取り組んでいくことが必要であり、「国道、県道の整備促進」「バスのネットワークの充実」などを主要な事業として位置付けております。
県道山北藤野線の改良工事をして欲しい。	
「公共交通網の充実」の主要事業に、個別の具体的地域を記載し、最優先事業として取り組む姿勢を明示して欲しい。	
藤野町から市中心部への、直通バス等の公共交通手段の確保を盛り込んでもらいたい。	
公共交通としてのバスの運行を継続して欲しい。	
藤野駅周辺の諸課題を解決するために、駅周辺幹線道路の機能の充実について明記していただきたい。	
役場入口周辺の国道20号の幅員が狭い箇所の整備を優先すべき。	
藤野駅のバリアフリー、エスカレーター等の整備推進。	
藤野駅周辺に駐車場を確保して欲しい。	
沢井トンネルの早期改善を計画して欲しい。	

山間では冬は降雪に悩まされている。生活道路を含めた道路の除雪を実施して欲しい。	特に山間部において、冬期の交通手段を確保するため、従来どおり除雪をすることが必要であると考えております。
---	--

10 都市基盤 < 3件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
簡易水道を町営水道か県営水道として管理して欲しい。	水源地域の保全や生活環境の向上に向けて、上下水道の整備を進めることが重要であると考えており、主要な事業として行っています。
市街地での公園整備ではなく、子どもたちが安心して遊べる場所が少ない藤野町での公園整備を促進して欲しい。	新市においても、うるおいのある生活環境づくりのため、身近な公園の計画的な整備を進めていくことが必要であるとと考えております。
藤野町の人口減少の対策として、若者や子育て世代を対象にした低家賃住宅の整備事業を盛り込んで欲しい。	新市においても、年少人口及び生産年齢人口の減少は大きな課題であり、次世代育成支援としての子育て環境づくりや、若年労働者を確保するための生活基盤の環境づくりなどについて、総合的に取り組むことが重要であるとと考えております。

11 自然・環境 < 4件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
水源対策を山梨県と共同で推進する体制をとって欲しい。	ダム貯水池の水質浄化などの水源環境保全対策については、今後とも神奈川県等と連携して取り組む必要があると考えております。
津久井地域に、自然環境に配慮した先進的な生活排水処理を導入して欲しい。	津久井地域は神奈川県重要な水源地域であり、豊かな自然環境を保全する方策として「公共下水道の整備」や「合併処理浄化槽の設置促進」などを主要な事業に位置付けております。
山間地では鳥に食い荒らされる恐れがあるので、ごみは現在と同様ごみ袋を収納容器に入れて出す方が良いでしょう。	ごみが鳥などに食い荒らされたりしないよう、何らかの措置をすることは必要であり、合併後の新市において検討していくことになるものと考えております。
不法投棄を防ぐための監視をして欲しい。	自然と共存する地域づくりのため、廃棄物不法投棄防止対策を推進することが必要であることから、主要な事業として行っています。

12 産 業 < 3件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
藤野町の特産品をもっとPRした方が良いでしょう。	新市において特産品を紹介することなどを含めて、地域特性を生かした地場産業の振興を図る必要があるものと考えております。
藤野町の人口減少の対策として、雇用創出のために環境共生型工業の誘致を盛り込んで欲しい。	豊かな自然環境や首都圏における立地特性などを生かした新たな産業の創出や、企業誘致などを通じた産業振興により、雇用機会の増大を目指すこととして行っています。

藤野町の有効利用できる土地を市民農園として貸し出したらどうか。	遊休化した農地などについては、様々な方法で有効利用を図る必要があると考えております。
---------------------------------	--

13 観 光 < 2 件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
ハイキングコースの整備をして欲しい。 陣馬山を活用し、登山者により商店が活性化するようにすべき。	津久井地域の森林や湖などの自然資源を活かして、観光やレクリエーションの振興に取り組むこととしており、「ハイキングコース整備事業」などを主要な事業として位置付けております。

14 教育・文化 < 9 件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
小中学校の統廃合は必要であるが、その地域の教育空洞化が懸念されるので、分校制度等での存続も検討する価値がある。	藤野地域に点在している小中学校の統廃合を行うことによって、学校の規模の適正化が図られ、一定数の集団の中で学習することなどにより、統合後の教育環境の充実が図られると考えられることから、「藤野地域の小学校統廃合事業」を主要な事業として位置付けております。
藤野町の小中学校を 1 箇所にして一貫教育にしたらどうか。	合併後、新市の学校教育のあり方について、改めて検討されることになると考えておりますが、その中で小中一貫教育の考え方などについても検討されることになるものと考えております。
新市内のどこの中学校にも通学できるようにして欲しい。	児童生徒は地域ぐるみによる育成が必要であることや、安全面の観点からも通学区域の自由化は難しいと考えております。
「藤野町の教育特区」は「藤野教育芸術特区」として施策に掲げるべきである。	芸術的手法による教育活動のための学校設置に関する特区の認定につきましては、学校教育の多様化の観点から整理しております。
藤野町南部へのスポーツ施設として、牧野スポーツ広場を盛り込んで欲しい。	心の豊かさを育み、安心して生き活きた市民生活の実現をめざすため、スポーツ・レクリエーションの振興に努めることとしております。具体的な施設の整備につきましては、新市全体のバランスや地域特性を考慮して検討されるものと考えております。
「武道館の整備検討」は必須の事業である。	新市において、市民が身近にスポーツを楽しむ機会を提供するための拠点施設として、整備計画を検討することが必要になるとの考えから、主要な事業に位置付けております。
津久井地域に図書館を作っていただきたい。	図書館は子どもから大人までが利用できる生涯学習の中核施設であり、「学校との連携」や「ビジネス支援」等、図書館のサービス機能を

	効果的に活用することで、地域のまちづくりへの貢献が図れる施設です。新市においても、均衡ある発展のため、文化・学習の拠点として図書館の整備計画について、施設の配置を含めて検討することが必要になるとの考えから、主要な事業として位置付けております。
藤野町の廃校への大学や研究機関の誘致を検討して欲しい。	廃校後の施設の有効利用は、地域の活性化や振興の観点から、地域住民のご意見をお聴きしながら、大学や研究機関などの誘致等を含めて検討することになると考えております。
藤野町における地域振興の事業促進のため、基金を創設して欲しい。	相模原市、津久井町、相模湖町の合併に際しては、合併特例債を活用した「合併市町村振興基金の積立」を検討することといたしました。相模原市と藤野町の合併に際しても、藤野町の地域特性を生かして、「地域住民の連帯強化、地域振興」及び「芸術文化の推進」に取り組むこととしております。

15 保健・医療・福祉 < 4件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
藤野町の国保診療所は非常に役立っている施設であり、存続して欲しい。	新市において市民誰もが安心して生活できるよう、医療体制や健康づくりの充実を図ることが必要であると考えております。このため、原則として現在の藤野町において実施している事業は、現行のまま新市に引き継ぐか、又は相模原市の制度に統合することとしているものです。
津久井赤十字病院は不便であり、市立大型病院の設立が必要である。	
藤野町の廃校になった小学校の跡地を利用して、医療機関を設ける必要がある。	
基本健康診査事業、がん健診事業、健康増進事業の存続を望む。	

16 公共施設統合整備の基本的な考え方 < 1件 >

素案に対する意見等（要旨）	合併協議会の考え方（案）
生きがいを持つ高齢者を受け入れ、農業や林業に活力を取り戻すために、合併により余裕のできた4町の施設を効率よく利用することが必要である。	合併によるスケールメリットを生かして、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう、利便性や地域バランスなどに配慮しながら公共施設の統合整備を行うとともに、既存の公共施設の活性化をより一層図る必要があると考えております。

合併市町村基本計画(素案)に対する神奈川県からの意見と対応について

頁	行	県からの回答		合併協議会の対応(案)	
		事前協議案	意見		
1	6	2	神奈川県の総面積(<u>2,415.68 km²</u>)	神奈川県の総面積(<u>2,415.85 km²</u>)	意見のとおり修正する。
2	6	表	人口の動向 世帯数の推移 資料： <u>国勢調査、神奈川県人口統計調査(4月1日現在)</u>	資料： <u>国勢調査(10月1日現在)</u> 、平成17年は神奈川県人口統計調査(4月1日現在)	平成17年国勢調査の速報値を用い、資料： <u>国勢調査(平成17年は速報値)</u> とする。
3	7	2	年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、 <u>高齢者の人口</u> は増加傾向にあります。	年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、 <u>老年人口</u> は増加傾向にあります。	意見のとおり修正する。
4	7	表	年齢別人口構成 資料： <u>神奈川県人口統計調査(1月1日現在)</u>	資料： <u>神奈川県年齢別人口統計調査(1月1日現在)</u>	意見のとおり修正する。
5	10	1	自然保全地域	自然環境保全地域	意見のとおり修正する。
6	10	4	このうち石砂山は、・・・	このうち石砂山 <u>の一部</u> は、・・・	意見のとおり修正する。
7	10	表	自然保全地域：単位(ha)	自然環境保全地域：単位(ha)	意見のとおり修正する。
8	11	11	新市の概況 6道路・交通 このうち、国道413号は相模原地域と津久井地域を結ぶ交通軸になりますが、日常的な混雑が問題となっているため、新たな交通軸として津久井広域道路の整備が計画され進められているほか、 <u>さがみ縦貫道路が計画され、骨格的な交通を担うこととなります。</u>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">例示</div> <p><u>このほか、さがみ縦貫道路が計画され、骨格的な交通を担うこととなります。</u></p> <p>このうち、国道413号は相模原地域と津久井地域を結ぶ交通軸になりますが、日常的な混雑が問題となっているため、新たな交通軸として津久井広域道路の整備が計画され進められています。</p>	「……………日常的な混雑が問題となっているため、新たな交通軸として津久井広域道路の整備が計画され進められています。また、 <u>首都圏中央連絡自動車道の一部として位置付けられているさがみ縦貫道路が計画され、骨格的な交通を担うこととなります。</u> 」とする。
9	14	表	事業所数、従業者数、年間販売額の現況 年間販売額 平成16年 <u>1,276,777</u>	年間販売額 平成16年 <u>1,276,779</u>	意見のとおり修正する。

合併市町村基本計画 修正箇所一覧

1 神奈川県との事前協議結果によるもの

	頁	行	修正後	修正前	備考
1	6	2	新市の面積は 308.94 km ² で、神奈川県の総面積（ <u>2,415.85 km²</u> ）に占める割合は約 12.8%となります。	新市の面積は 308.94 km ² で、神奈川県の総面積（ <u>2,415.68 km²</u> ）に占める割合は約 12.8%となります。	訂正
2	7	2	年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、 <u>老年人口</u> は増加傾向にあります。	年少人口、生産年齢人口は減少傾向にあり、 <u>高齢者の人口</u> は増加傾向にあります。	「年少人口」「生産年齢人口」と対比した表現にする。
3	7	表	年齢別人口構成 資料： <u>神奈川県年齢別人口統計調査</u> （1月1日現在）	年齢別人口構成 資料： <u>神奈川県人口統計調査</u> （1月1日現在）	訂正
4	10	1	自然 <u>環境</u> 保全地域	自然保全地域	訂正
5	10	4	このうち <u>石砂山の一部</u> は、土地利用制限がより厳しい特別地区に指定されています。	このうち <u>石砂山</u> は、土地利用制限がより厳しい特別地区に指定されています。	訂正
6	10	表	自然 <u>環境</u> 保全地域：単位（ha）	自然保全地域：単位（ha）	訂正
7	11	11	このうち、国道 413 号は相模原地域と津久井地域を結ぶ交通軸になりますが、日常的な混雑が問題となっているため、新たな交通軸として津久井広域道路の整備が計画され進められています。また、 <u>首都圏中央連絡自動車道の一部として位置付けられているさがみ縦貫道路</u> が計画され、骨格的な交通を担うこととなります。	このうち、国道 413 号は相模原地域と津久井地域を結ぶ交通軸になりますが、日常的な混雑が問題となっているため、新たな交通軸として津久井広域道路の整備が計画され進められているほか、 <u>さがみ縦貫道路</u> が計画され、骨格的な交通を担うこととなります。	国道 413 号の混雑の問題と、さがみ縦貫道路の計画について区別する。

	頁	行	修正後	修正前	備考
8	14	表	事業所数、従業者数、年間販売額の現況 年間販売額 平成 16 年 <u>1,276,779</u>	事業所数、従業者数、年間販売額の現況 年間販売額 平成 16 年 <u>1,276,777</u>	訂正

2 住民からの意見募集結果によるもの

	頁	行	修正後	修正前	備考
1	19	24	<p>基本目標</p> <p>新市の西部は広大な森林や清流、湖などみどり豊かな自然環境に恵まれており、神奈川県重要な水源地域となっています。また、自然と都市の融合や自然と人との共生をまちづくりの基本に、日常的に暮らしの中で自然を身近に感じられるようにすることにより、人々の自然に対する意識をより深いものとする事が求められています。</p> <p><u>同時に、相模川上流の水源地域からその下流にあたる都市部までが一体の地域となることから、地域全体の健全な水循環を確保するための施策を総合的に行うことにより、生態系に配慮したうるおいある水辺空間づくりを進める必要があります。</u></p> <p>このため、水源涵養、治水、保健休養等の森林の有する公益的な機能に配慮した保全方策を推進するとともに、自然環境に対する意識を啓発し、河川、湖の水質の向上を図るなど、水源地域の総合的な環境の向上を目指します。</p>	<p>基本目標</p> <p>新市の西部は広大な森林や清流、湖などみどり豊かな自然環境に恵まれており、神奈川県重要な水源地域となっています。また、自然と都市の融合や自然と人との共生をまちづくりの基本に、日常的に暮らしの中で自然を身近に感じられるようにすることにより、人々の自然に対する意識をより深いものとする事が求められています。</p> <p>このため、水源涵養、治水、保健休養等の森林の有する公益的な機能に配慮した保全方策を推進するとともに、自然環境に対する意識を啓発し、河川、湖の水質の向上を図るなど、水源地域の総合的な環境の向上を目指します。</p>	<p>相模川は上流の津久井地域と、その下流にあたる相模原地域を結ぶ「みずの軸」として捉えることができるとともに、市民生活にうるおいを与える場として、重要な役割を持っていることから、基本目標に「健全な水循環」や「生態系に配慮したうるおいある水辺空間づくり」の考え方を加える。</p>

3 その他

	頁	行	修正後	修正前	備考
1	6	表	<p>人口の動向 世帯数の推移 資料：国勢調査（平成 17 年は速報値）</p>	<p>人口の動向 世帯数の推移 資料：国勢調査、神奈川県人口統計調査（4 月 1 日現在）</p>	公表された平成 17 年国勢調査の速報値を用いる。
2	12	26	<p>新市域には、主に神奈川中央交通(株)によりバスが運行されており、橋本駅、相模原駅、淵野辺駅、相模大野駅などの各駅や、三ヶ木を起点とした路線が縦横に走っています。（神奈川中央交通(株)（グループ会社を含む）；<u>110 系統</u>、京王バス南(株)；<u>2 系統</u>、富士急山梨バス(株)；<u>3 系統</u>） また、津久井町及び藤野町では、民間バス事業者が撤退した路線や運行していなかった地域に町営バスを走らせるなど、住民の日常交通手段の確保を図っています。（津久井町営；<u>1 系統</u>、藤野町営；<u>4 系統</u>）</p>	<p>新市域には、主に神奈川中央交通(株)によりバスが運行されており、橋本駅、相模原駅、淵野辺駅、相模大野駅などの各駅や、三ヶ木を起点とした路線が縦横に走っています。（神奈川中央交通(株)（グループ会社を含む）；<u>114 系統</u>、京王バス南(株)；<u>3 系統</u>、富士急山梨バス(株)；<u>2 系統</u>） また、津久井町及び藤野町では、民間バス事業者が撤退した路線や運行していなかった地域に町営バスを走らせるなど、住民の日常交通手段の確保を図っています。（津久井町営；<u>1 系統</u>、藤野町営；<u>3 系統</u>）</p>	訂正
3	36	26	<p>地方交付税</p> <p>普通交付税は、平成 16 年度の実績値を <u>5.9%減額（地方財政対策を反映）し、その額が継続するものと仮定します。また、合併補正（4 カ年で 1.52 億円）を加算するとともに、合併特例債償還金相当額の 70%を見込み、合併算定替を適用し推計します。</u></p> <p>特別交付税は、平成 12 年度から 16 年度までの数値のうち最も少ない額を <u>5.9%減額（地方財政対策を反映）し、その額が継続するものと仮定します。また、合併財政需要に係る措置（2 カ年で 2.8 億円）を見込みます。</u></p>	<p>地方交付税</p> <p>普通交付税は、平成 16 年度の実績値が継続するものと仮定します。<u>合併算定替を適用し、合併補正（4 カ年で 1.52 億円）を加算するとともに、合併特例債償還金相当額の 70%を見込みます。</u></p> <p>特別交付税は、平成 12 年度から 16 年度までの数値のうち、最も少ない額で継続するものとして推計し、<u>加えて合併財政需要に係る措置（2 カ年で 2.8 億円）を見込みます。</u></p>	素案作成後に明らかとなった、国の地方財政対策を反映したため。

	頁	行	修正後	修正前	備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
4	38	表	<p>3 財政計画</p> <p>【歳入】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市 税</th> <th>地方譲与税 ・交付金</th> <th>地方交 付 税</th> <th>国・県 支出金</th> <th>市 債</th> <th>その他</th> <th>歳 入 合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>19</td><td>108,778</td><td>12,238</td><td>3,540</td><td>25,224</td><td>19,471</td><td>21,528</td><td>190,779</td></tr> <tr><td>20</td><td>108,452</td><td>11,490</td><td>3,575</td><td>24,322</td><td>17,357</td><td>20,207</td><td>185,403</td></tr> <tr><td>21</td><td>108,086</td><td>10,761</td><td>3,577</td><td>24,340</td><td>17,321</td><td>19,632</td><td>183,717</td></tr> <tr><td>22</td><td>107,782</td><td>10,780</td><td>3,629</td><td>24,041</td><td>15,019</td><td>18,470</td><td>179,721</td></tr> <tr><td>23</td><td>107,643</td><td>10,816</td><td>3,645</td><td>24,138</td><td>15,776</td><td>18,333</td><td>180,351</td></tr> <tr><td>24</td><td>107,446</td><td>10,851</td><td>3,703</td><td>24,705</td><td>15,549</td><td>19,293</td><td>181,547</td></tr> <tr><td>25</td><td>107,001</td><td>10,886</td><td>3,765</td><td>24,559</td><td>15,907</td><td>20,216</td><td>182,334</td></tr> <tr><td>26</td><td>106,566</td><td>10,921</td><td>3,830</td><td>24,635</td><td>16,567</td><td>20,551</td><td>183,070</td></tr> <tr><td>27</td><td>106,115</td><td>10,957</td><td>3,890</td><td>24,706</td><td>16,394</td><td>21,117</td><td>183,179</td></tr> </tbody> </table> <p>【歳出】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人件費</th> <th>扶助費</th> <th>公債費</th> <th>物件費</th> <th>補 助 費 等</th> <th>投資的 経 費</th> <th>その他</th> <th>歳 出 合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>19</td><td>42,216</td><td>30,094</td><td>19,245</td><td>24,435</td><td>7,826</td><td>28,570</td><td>38,393</td><td>190,779</td></tr> <tr><td>20</td><td>42,073</td><td>30,936</td><td>19,594</td><td>24,459</td><td>7,884</td><td>23,079</td><td>37,378</td><td>185,403</td></tr> <tr><td>21</td><td>42,136</td><td>31,694</td><td>20,740</td><td>24,483</td><td>7,934</td><td>22,107</td><td>34,623</td><td>183,717</td></tr> <tr><td>22</td><td>41,856</td><td>32,359</td><td>20,224</td><td>24,508</td><td>7,978</td><td>20,099</td><td>32,697</td><td>179,721</td></tr> <tr><td>23</td><td>41,488</td><td>32,926</td><td>20,985</td><td>24,532</td><td>8,014</td><td>20,378</td><td>32,028</td><td>180,351</td></tr> <tr><td>24</td><td>41,465</td><td>33,387</td><td>21,484</td><td>24,557</td><td>8,044</td><td>20,272</td><td>32,338</td><td>181,547</td></tr> <tr><td>25</td><td>41,556</td><td>33,738</td><td>21,726</td><td>24,581</td><td>8,066</td><td>20,006</td><td>32,661</td><td>182,334</td></tr> <tr><td>26</td><td>42,014</td><td>33,974</td><td>21,392</td><td>24,606</td><td>8,081</td><td>20,008</td><td>32,995</td><td>183,070</td></tr> <tr><td>27</td><td>42,219</td><td>34,093</td><td>20,661</td><td>24,631</td><td>8,088</td><td>20,145</td><td>33,342</td><td>183,179</td></tr> </tbody> </table>		市 税	地方譲与税 ・交付金	地方交 付 税	国・県 支出金	市 債	その他	歳 入 合 計	19	108,778	12,238	3,540	25,224	19,471	21,528	190,779	20	108,452	11,490	3,575	24,322	17,357	20,207	185,403	21	108,086	10,761	3,577	24,340	17,321	19,632	183,717	22	107,782	10,780	3,629	24,041	15,019	18,470	179,721	23	107,643	10,816	3,645	24,138	15,776	18,333	180,351	24	107,446	10,851	3,703	24,705	15,549	19,293	181,547	25	107,001	10,886	3,765	24,559	15,907	20,216	182,334	26	106,566	10,921	3,830	24,635	16,567	20,551	183,070	27	106,115	10,957	3,890	24,706	16,394	21,117	183,179		人件費	扶助費	公債費	物件費	補 助 費 等	投資的 経 費	その他	歳 出 合 計	19	42,216	30,094	19,245	24,435	7,826	28,570	38,393	190,779	20	42,073	30,936	19,594	24,459	7,884	23,079	37,378	185,403	21	42,136	31,694	20,740	24,483	7,934	22,107	34,623	183,717	22	41,856	32,359	20,224	24,508	7,978	20,099	32,697	179,721	23	41,488	32,926	20,985	24,532	8,014	20,378	32,028	180,351	24	41,465	33,387	21,484	24,557	8,044	20,272	32,338	181,547	25	41,556	33,738	21,726	24,581	8,066	20,006	32,661	182,334	26	42,014	33,974	21,392	24,606	8,081	20,008	32,995	183,070	27	42,219	34,093	20,661	24,631	8,088	20,145	33,342	183,179	<p>3 財政計画</p> <p>【歳入】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>市 税</th> <th>地方譲与税 ・交付金</th> <th>地方交 付 税</th> <th>国・県 支出金</th> <th>市 債</th> <th>その他</th> <th>歳 入 合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>19</td><td>106,356</td><td>11,547</td><td>3,746</td><td>27,319</td><td>19,441</td><td>21,710</td><td>190,119</td></tr> <tr><td>20</td><td>106,029</td><td>11,536</td><td>3,786</td><td>25,591</td><td>17,637</td><td>19,187</td><td>183,766</td></tr> <tr><td>21</td><td>105,664</td><td>11,544</td><td>3,788</td><td>24,528</td><td>16,673</td><td>18,108</td><td>180,305</td></tr> <tr><td>22</td><td>105,360</td><td>11,564</td><td>3,859</td><td>24,526</td><td>16,655</td><td>19,114</td><td>181,078</td></tr> <tr><td>23</td><td>105,221</td><td>11,599</td><td>3,892</td><td>24,846</td><td>15,782</td><td>18,575</td><td>179,915</td></tr> <tr><td>24</td><td>105,024</td><td>11,634</td><td>3,974</td><td>25,440</td><td>17,207</td><td>18,786</td><td>182,065</td></tr> <tr><td>25</td><td>104,578</td><td>11,669</td><td>4,057</td><td>25,750</td><td>17,615</td><td>18,646</td><td>182,315</td></tr> <tr><td>26</td><td>104,144</td><td>11,705</td><td>4,131</td><td>26,456</td><td>17,531</td><td>20,399</td><td>184,366</td></tr> <tr><td>27</td><td>103,693</td><td>11,740</td><td>4,207</td><td>26,280</td><td>16,457</td><td>20,825</td><td>183,202</td></tr> </tbody> </table> <p>【歳出】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>人件費</th> <th>扶助費</th> <th>公債費</th> <th>物件費</th> <th>補 助 費 等</th> <th>投資的 経 費</th> <th>その他</th> <th>歳 出 合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>19</td><td>42,216</td><td>30,094</td><td>19,235</td><td>24,435</td><td>7,826</td><td>29,816</td><td>36,497</td><td>190,119</td></tr> <tr><td>20</td><td>42,073</td><td>30,936</td><td>19,583</td><td>24,459</td><td>7,884</td><td>24,504</td><td>34,327</td><td>183,766</td></tr> <tr><td>21</td><td>42,136</td><td>31,694</td><td>20,630</td><td>24,483</td><td>7,934</td><td>20,606</td><td>32,822</td><td>180,305</td></tr> <tr><td>22</td><td>41,856</td><td>32,359</td><td>20,046</td><td>24,508</td><td>7,978</td><td>21,771</td><td>32,560</td><td>181,078</td></tr> <tr><td>23</td><td>41,488</td><td>32,926</td><td>20,809</td><td>24,532</td><td>8,014</td><td>20,210</td><td>31,936</td><td>179,915</td></tr> <tr><td>24</td><td>41,465</td><td>33,387</td><td>21,357</td><td>24,557</td><td>8,044</td><td>20,985</td><td>32,270</td><td>182,065</td></tr> <tr><td>25</td><td>41,556</td><td>33,738</td><td>21,643</td><td>24,581</td><td>8,066</td><td>20,114</td><td>32,617</td><td>182,315</td></tr> <tr><td>26</td><td>42,014</td><td>33,974</td><td>21,264</td><td>24,606</td><td>8,081</td><td>21,451</td><td>32,976</td><td>184,366</td></tr> <tr><td>27</td><td>42,219</td><td>34,093</td><td>20,589</td><td>24,631</td><td>8,088</td><td>20,235</td><td>33,347</td><td>183,202</td></tr> </tbody> </table>		市 税	地方譲与税 ・交付金	地方交 付 税	国・県 支出金	市 債	その他	歳 入 合 計	19	106,356	11,547	3,746	27,319	19,441	21,710	190,119	20	106,029	11,536	3,786	25,591	17,637	19,187	183,766	21	105,664	11,544	3,788	24,528	16,673	18,108	180,305	22	105,360	11,564	3,859	24,526	16,655	19,114	181,078	23	105,221	11,599	3,892	24,846	15,782	18,575	179,915	24	105,024	11,634	3,974	25,440	17,207	18,786	182,065	25	104,578	11,669	4,057	25,750	17,615	18,646	182,315	26	104,144	11,705	4,131	26,456	17,531	20,399	184,366	27	103,693	11,740	4,207	26,280	16,457	20,825	183,202		人件費	扶助費	公債費	物件費	補 助 費 等	投資的 経 費	その他	歳 出 合 計	19	42,216	30,094	19,235	24,435	7,826	29,816	36,497	190,119	20	42,073	30,936	19,583	24,459	7,884	24,504	34,327	183,766	21	42,136	31,694	20,630	24,483	7,934	20,606	32,822	180,305	22	41,856	32,359	20,046	24,508	7,978	21,771	32,560	181,078	23	41,488	32,926	20,809	24,532	8,014	20,210	31,936	179,915	24	41,465	33,387	21,357	24,557	8,044	20,985	32,270	182,065	25	41,556	33,738	21,643	24,581	8,066	20,114	32,617	182,315	26	42,014	33,974	21,264	24,606	8,081	21,451	32,976	184,366	27	42,219	34,093	20,589	24,631	8,088	20,235	33,347	183,202	<p>素案作成後に明らかとなった、国の地方財政対策、三位一体の改革、税制改正などの影響等について積算しなおすとともに、投資的経費の精査を行ったことによる。</p>
	市 税	地方譲与税 ・交付金	地方交 付 税	国・県 支出金	市 債	その他	歳 入 合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
19	108,778	12,238	3,540	25,224	19,471	21,528	190,779																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
20	108,452	11,490	3,575	24,322	17,357	20,207	185,403																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
21	108,086	10,761	3,577	24,340	17,321	19,632	183,717																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
22	107,782	10,780	3,629	24,041	15,019	18,470	179,721																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
23	107,643	10,816	3,645	24,138	15,776	18,333	180,351																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
24	107,446	10,851	3,703	24,705	15,549	19,293	181,547																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
25	107,001	10,886	3,765	24,559	15,907	20,216	182,334																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
26	106,566	10,921	3,830	24,635	16,567	20,551	183,070																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
27	106,115	10,957	3,890	24,706	16,394	21,117	183,179																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	人件費	扶助費	公債費	物件費	補 助 費 等	投資的 経 費	その他	歳 出 合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19	42,216	30,094	19,245	24,435	7,826	28,570	38,393	190,779																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20	42,073	30,936	19,594	24,459	7,884	23,079	37,378	185,403																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
21	42,136	31,694	20,740	24,483	7,934	22,107	34,623	183,717																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
22	41,856	32,359	20,224	24,508	7,978	20,099	32,697	179,721																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23	41,488	32,926	20,985	24,532	8,014	20,378	32,028	180,351																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
24	41,465	33,387	21,484	24,557	8,044	20,272	32,338	181,547																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
25	41,556	33,738	21,726	24,581	8,066	20,006	32,661	182,334																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
26	42,014	33,974	21,392	24,606	8,081	20,008	32,995	183,070																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
27	42,219	34,093	20,661	24,631	8,088	20,145	33,342	183,179																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	市 税	地方譲与税 ・交付金	地方交 付 税	国・県 支出金	市 債	その他	歳 入 合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
19	106,356	11,547	3,746	27,319	19,441	21,710	190,119																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
20	106,029	11,536	3,786	25,591	17,637	19,187	183,766																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
21	105,664	11,544	3,788	24,528	16,673	18,108	180,305																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
22	105,360	11,564	3,859	24,526	16,655	19,114	181,078																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
23	105,221	11,599	3,892	24,846	15,782	18,575	179,915																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
24	105,024	11,634	3,974	25,440	17,207	18,786	182,065																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
25	104,578	11,669	4,057	25,750	17,615	18,646	182,315																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
26	104,144	11,705	4,131	26,456	17,531	20,399	184,366																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
27	103,693	11,740	4,207	26,280	16,457	20,825	183,202																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	人件費	扶助費	公債費	物件費	補 助 費 等	投資的 経 費	その他	歳 出 合 計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
19	42,216	30,094	19,235	24,435	7,826	29,816	36,497	190,119																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
20	42,073	30,936	19,583	24,459	7,884	24,504	34,327	183,766																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
21	42,136	31,694	20,630	24,483	7,934	20,606	32,822	180,305																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
22	41,856	32,359	20,046	24,508	7,978	21,771	32,560	181,078																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
23	41,488	32,926	20,809	24,532	8,014	20,210	31,936	179,915																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
24	41,465	33,387	21,357	24,557	8,044	20,985	32,270	182,065																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
25	41,556	33,738	21,643	24,581	8,066	20,114	32,617	182,315																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
26	42,014	33,974	21,264	24,606	8,081	21,451	32,976	184,366																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
27	42,219	34,093	20,589	24,631	8,088	20,235	33,347	183,202																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
5	39 ~ 42	1	用語解説		<p>分かりづらい用語について説明する。</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

報告第14号

合併協定書（案）について

合併協定書（案）について、別紙のとおり報告する。

平成18年1月17日提出

相模原市・藤野町合併協議会会長 小川 勇夫

その他

(1) 神奈川県から移管される事務について

合併に伴い神奈川県から移管される事務について

1 移管される事務の概要

相模原市は中核市であるため、津久井郡 4 町の区域において神奈川県が実施している事務のうち、中核市が処理するとされている事務は、合併時に移管されることとなる。

移管される事務は、平成 18 年 3 月 20 日の相模原市、津久井町、相模湖町の合併に伴い移管される事務と同様の事務となるが、主な事務としては、精神保健、感染症予防等の対人保健サービスや、飲食店や旅館業、美容業等の営業許可、医事・薬事関係事務、食品衛生検査業務などの保健所事務のほか、生活保護に係る事務や身体障害者手帳の交付、社会福祉法人の設立認可などの福祉関係事務、産業廃棄物等に関わる事務、大気汚染や騒音、振動、悪臭の防止などの規制・指導や環境測定に関する事務、建築許可や屋外広告物の規制に関する事務などがある。

2 事務の移管にあたっての基本方針

- (1) 神奈川県が行っている現行の行政サービスの内容を踏まえ、住民福祉の向上を目指して、相模原市の制度を基準に調整を図るものとする。
- (2) 現行の神奈川県の組織体制や地域特性を踏まえ、住民サービスの効果的、効率的な提供の観点から必要な組織を設置するものとする。
なお、組織の設置にあたっては、平成 18 年 3 月 20 日の相模原市、津久井町、相模湖町の合併に伴い新たに設置される津久井町及び相模湖町の総合事務所の組織を踏まえて検討するものとする。

3 神奈川県との調整について

神奈川県から移管される事務は、法令や県がその権限に基づき実施している事務であるため、基本的には現行内容と相違なく、新市に引き継がれることとなる。

今後、神奈川県とは、合併に向けて、移管される事務を確定するとともに、財政支援や県職員の支援体制、研修・交流等の調整等を図ることとなる。

なお、引き継がれる事務に対応する具体的な執行方法や組織体制については、基本方針に基づき、新市全体の行政組織のあり方を具現化する中で検討するものとする。

主な移管事務の考え方

主な移管事務	考 え 方
公有地の拡大の推進に関する法律に関する事務	公拡法の届出事務は、藤野町を經由し、県庁で受理・回答を行っているが、合併後は、すべて市役所の土地利用調整課で行う。
福祉事務所（生活保護）	津久井保健福祉事務所で行っている生活保護事務は、相模原福祉事務所が事務を引き継ぎ、住民サービスや移動効率の観点から、津久井地域に分室を設置して対応する。
高齢者福祉、障害福祉、児童福祉、地域福祉、地域医療等	住民サービスに関わる事務は、基本的には、藤野町の総合的な事務所（旧町役場）で行う。
保健所事務	津久井保健福祉事務所で行っている保健所事務は、相模原市保健所が事務を引き継ぎ、住民サービスや移動効率の観点から、津久井地域に分室を設置して対応する。
計量検査事務	横浜市にある神奈川県計量検定所が行っているはかりの定期検査や立入検査などは、市役所の消費生活課で対応する。
大気・水質の測定	県庁本課で行っている大気・水質の測定等は、市役所環境保全課で対応する。
環境に係る規制・指導等	規制指導関係の事務は、移動効率の観点から津久井地域に出先機関を設置して対応する。
産業廃棄物処理業の許可、立入調査、不法投棄防止	産業廃棄物処理業の許可、立入調査は、市役所廃棄物指導課で対応する。不法投棄防止事務は地域特性を踏まえた防止対策や移動効率の観点から津久井地域に出先機関を設置して対応する。
開発行為等関係事務、都市計画事業地内等における建築行為等の許可・指導	住民サービスや移動効率の観点から津久井地域に出先機関を設置して対応する。
屋外広告物許可事務、建築基準法に関する許認可、違反建築物の予防・是正指導等	住民サービスや移動効率の観点から津久井地域に出先機関を設置して対応する。